

定款

株式会社セルシス

2012年4月2日	会社成立
2016年3月30日	改訂
2021年7月1日	改訂
2022年3月30日	改訂
2022年9月1日	改訂
2023年3月1日	改訂
2023年3月30日	改訂

定款

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、株式会社セルシスと称し、英文では、C E L S Y S, Inc. と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ソフトウェアの企画、開発、販売、貸与、使用許諾および保守管理
- (2) コンピュータおよびその周辺機器の企画、開発、販売、貸与ならびに保守管理
- (3) インターネット等の通信ネットワークを利用した情報提供サービス
- (4) デジタルコンテンツの企画、制作、加工、販売、貸与および使用許諾
- (5) 各種書籍および雑誌の企画、編集、出版ならびに販売
- (6) 広告、宣伝、テレビ・ラジオ番組、出版物の企画、制作および販売
- (7) 広告、宣伝、テレビ・ラジオ番組、出版物に利用される映像音楽の企画、制作および販売
- (8) 画像、映像、音楽等のコンテンツ制作に利用される装置の企画、開発、製造、販売および保守管理
- (9) 前各号に関連するコンサルティングおよび業務受託
- (10) 前各号に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

第7条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の売渡請求）

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第11条（株主名簿管理人）

- 1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第13条（招集時期）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

第14条（基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第15条（招集権者及び議長）

- 1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2. 取締役社長に事故等があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条（電子提供措置等）

- 1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（決議の方法）

- 1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

- 1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2. 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（取締役の員数）

1. 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

第20条（取締役の選任）

1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条（取締役の任期）

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

第23条（役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

第24条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故等があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第25条（取締役会の招集手続）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第26条（重要な業務執行の決定の委任）

取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第27条（取締役会の決議）

取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第28条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第29条（取締役会規程）

取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第30条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務の執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第31条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

第5章 監査等委員会

第32条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第33条（監査等委員会の招集手続）

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第34条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第35条（会計監査人の選任）

1. 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
2. 会計監査人の選任は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもつて行う。

第36条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第37条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第38条（会計監査人の責任免除）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第7章 計算

第39条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第40条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第41条（剰余金配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は毎年12月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第42条（配当金の除斥期間）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
2. 未払いの剰余金の配当財産には利息を付けない。

附則

附則1.（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、第11回定期株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以上